

# 上三川町避難所環境整備業務に関する公募型プロポーザル実施要領

## 1 趣旨

本要領は町内の避難所におけるプライバシー環境及び衛生環境等を整えるとともに、防災資機材の拠点となる庁舎倉庫の見直しを図り、必要な追加物資を速やかに搬出し、避難所を設置できる環境を整え、本町の防災力の向上を図るために本業務を受託しようとする事業者（受託候補者）を、製品の品質・提案の内容、価格等を総合的に比較考慮する公募型プロポーザル方式により選定する場合の手続きについて、必要な事項を定めることを目的とする。

## 2 業務の概要

- (1) 業務の名称 上三川町避難所環境整備業務
- (2) 業務内容 上三川町避難所環境整備業務仕様書(以下「仕様書」という。)のとおり。
- (3) 履行期限 契約締結の日から令和8(2026)年2月27日(金)まで
- (4) 契約金額の上限額 36,151,500円(消費税及び地方消費税含む)

防災資機材納入業務	31,223,500円以内 (消費税及び地方消費税含む)
防災拠点倉庫整備業務	4,928,000円以内 (消費税及び地方消費税含む)

## 3 参加資格

プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たしている者であること。

- (1) 上三川町入札参加資格者名簿に、登録されている者であること。
- (2) 上三川町建設工事等請負業者指名停止等措置要領に基づく、指名停止措置を受けていない者であること。
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく、更生手続開始の申立てがなされていない者であること及び、民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく、再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 上三川町暴力団排除条例(平成24年上三川町条例第30号)第2条に規定される暴力団、暴力団員、暴力団員等、または上三川町暴力団排除条例施行規則第2条に規定される密接関係者でないこと

## 4 実施方法

- (1) 選定委員会の設置

プロポーザルにおける事業者の審査及び選定を行うため、上三川町避難所環境整備業務に

係るプロポーザル選定委員会設置要綱により、選定委員会を設置する。

選定委員会は、プロポーザルへの参加を希望する事業者(以下「参加申込事業者」という。)から提出された提案書等及びプレゼンテーションを審査して、総合的に評価して、もっとも評価の高い参加申込書を最終受託候補者として選定する。

## 5 実施スケジュール

プロポーザルによる受託候補者の選定は、次の日程により実施する。

なお、日程については現在の予定であり、状況により変更となる場合がある。

項 目	日 時
公募開始の公告	令和7年7月25日(金)
質問書提出期限	令和7年8月1日(金)15時必着
質問書の質問内容及び回答 事項のHP掲載日	令和7年8月5日(火)
参加申込書提出期間	令和7年8月8日(金)15時必着
参加資格の確認結果通知	令和7年8月13日(水)
提案書等提出開始	令和7年8月13日(水)
提案書等提出期限(※1)	令和7年8月22日(金)15時必着
プレゼンテーション (受託者候補者の選定)	令和7年8月26日(火)
審査結果通知・公表予定	令和7年8月27日(水)
契約締結予定	令和7年8月28日(木)

(※1)提案書提出時点で4者以上の提出があった場合は、事前に選定委員会において提出書類等を確認し、点数の上位3者の受託候補者によるプレゼンテーションとする。

## 6 各種手続き

### (1) 事務局

〒329-0696 栃木県河内郡上三川町しらさぎ一丁目1番地

上三川町総務課防災係

TEL:0285-56-9115 / Mail:soumu01@town.kaminokawa.lg.jp

### (2) 質問書の受付及び回答

プロポーザルに参加するにあたり、質問事項がある場合は、簡易なものを除き、質問書(別記様式第6号)により次のとおり受け付けるものとする。

- ① 提出期限 令和7年8月1日(金)15時必着
- ② 提出場所 事務局(上三川町役場2階総務課防災係)
- ③ 提出方法 電子メール
- ④ 回答方法 質問及び回答事項を取りまとめ、町HPへ掲載
- ⑤ 回答期日 令和7年8月5日(火)

### (3) 参加申込書の受付

プロポーザルに参加を希望するものは、次のとおり参加申込書等を提出すること。

- ① 提出期限 令和7年8月8日(金)15時必着
- ② 提出場所 事務局(上三川町役場2階総務課防災係)
- ③ 提出物 参加申込書(別記様式第1号)  
参加資格要件確認申請書(別記様式第2号)
- ④ 提出方法 電子メール又は持参、郵送(郵送の場合は書類書留に限る。)
- ⑤ 参加辞退 参加表明書提出期限後に参加を辞退する場合は、辞退届(様式任意)を提出すること

### (4) 参加資格の確認

参加表明書の提出者に対して、参加資格の確認を行い、その結果を次のとおり通知する。ただし、提案書の受付期間において、参加資格の要件に該当しなくなった場合は、参加資格を失うものとする。

- ① 通知日 令和7年8月13日(水)
- ② 通知方法 電子メール

### (5) 提案書等の作成

提案書は、仕様書を熟読のうえ、次のとおり作成すること。

- ① 提案書の用紙は、原則としてA4用紙を使用することとし、A3用紙を使用する場合は、A4サイズに折り込むこと。なお、枚数制限はなしとする。
- ② 提案書の様式は任意とするが、次の事項を含めて作成すること。なお、掲載順序は任意とするが、提案書の副本は無記名(会社名)とすること。

#### ア 内容

防災資機材各種提案・防災拠点倉庫整備提案

#### イ 提案書詳細

(防災資機材各種提案)

「仕様書」の要件を満たす、防災資機材の詳細が分かるものと、単価及び付加機能があれば、その内容とその公的な証明書等。

(防災拠点倉庫整備提案)

「仕様書」の要件を満たす、倉庫整備の手順・スケジュール・レイアウト案等、倉庫に新たに設置する棚の詳細と倉庫整備に係る費用一式(棚設置工事、倉庫整理

費用)

ウ 全体業務スケジュール、工程表

エ 業務実施体制調書(別記様式第3号)

オ 類似事業の業務実績 ※内容が確認できる形で提出すること。

カ 見積額(総額、内訳、消費税を明記すること。)(参考様式第1号)

③ 提案書は1者1種類とする。

④ 提案書の提出部数は、正本1部、副本7部とする。

なお、審査の公正を期すため、副本には参加者名(会社名)を記入しないこと。

⑤ 提出の際、上三川町長宛ての見積書を正本1部(代表者印を押印)提出すること。

なお、見積書は提案書の見積額と整合させること。

⑥ 参加辞退 参加表明書提出後に参加を辞退する場合は、辞退届(様式任意)を提出すること。

⑦ 同等品承認 特記仕様書に記載の参考品以外の同等品を納品しようとする時は、令和7年8月20日(水)までに、同等品承諾申請書兼同等品確認書(別記様式第7号)を提出し、事前承諾を得ること。

## (6) 提案書等の提出

提案書は、次のとおり提出すること。

① 提出期限 令和7年8月22日(金)15時必着

② 提出場所 事務局(上三川町役場2階総務課防災係)

③ 提出物 提案書(正本1部、副本7部)  
見積書(正本1部)

④ 提出方法 持参又は郵送(郵送の場合は、書類書留に限る。)

⑤ 受付時間 平日8時30分から17時15分まで(提出期限日は15時まで)

## (7) その他提出書類の取扱いについて

① 提出期限後において、提出書類等の変更、差替え、再提出もしくは撤回は認めない。

② 提案書等は、審査に必要な範囲において複製を作成する場合がある。

③ 提出された提案書等の書類は、審査終了後も返却しない。また、上三川町情報公開条例(平成13年上三川町条例第21号)の規定による、開示請求の対象となることがある。

## 7 審査及び受託候補者の選定方法等

審査は、参加申請書が応募要件に該当する旨を確認した後、別に定める委員により組織された選定委員会を設置し行う。

### (1) 審査方法

#### ① 提案書

書面により提出された提案書の内容を、別表の審査項目及び評価基準に基づき評

価・採点する。

② プレゼンテーション

参加事業者を対象としてプレゼンテーション審査を実施し、審査基準に基づき評価点を算出する。プレゼンテーションでは、防災資機材の付加機能、防災拠点倉庫整備、独自提案を中心に提案を行うものとする。

ア 実施日・会場 令和7年8月26日(火)午前中

※詳細な時間、会場は、参加事業者に対し通知する。

イ 実施方法

a プレゼンテーションの時間

30分程度とする。内訳はプレゼンテーションを25分以内とし、質疑応答を5分程度とする。

b 順番

プレゼンテーションを行う順番は、提案書の受付を行った順とする。

c 使用機材

プロジェクター及びスクリーンは本町で用意する。なお、パソコンについては、HDMIケーブルが接続できるパソコンを用意すること。

d 出席者

「実施体制調書(別記様式第3号)」に記載された業務責任者が必ず出席し、参加者は4名以内とする。

(2) 受託候補者の選定

評価点については、100点満点とし、各評価分類の配点は次のとおりとする。

対象物	審査項目	着眼事項	配点	
提案書	(1)見積額 (2)付加機能	業務内容に見合った適切な金額であるか。	60	
	(内訳)	テント式パーテーション	配点割合 ・価格点80% ※一番低い見積り単価を満点とし、一番低い見積り単価÷次点以降の単価で計算し、導き出された値を満点に乗算する。配点は0.5点刻みで、小数点以下は切り捨てるものとする。	(20) 【価16・付4】
		簡易ベッド	例)計算結果が「13.8」の場合は13.5点とする。	(15) 【価12・付3】
		避難所用蓄電池	・付加機能点20%	(5) 【価4・付1】
		炊き出し用テント(重り含む)	仕様を満たした上で、仕様以上の機能について防災力向上に繋がる付加機能があると認められる場合に1点刻みで加点	(5) 【価4・付1】

			する。 ※テント式パーテーションは0～4点の5段階、簡易ベッドは0～3点の4段階、避難所用蓄電池等は0～1点の2段階とする。	
		資機材搬送費等一式	・価格点100% ※一番低い見積り単価を満点とし、一番低い見積り単価÷次点以降の単価で計算し、導き出された値を満点に乗算する。	(5)
		倉庫整備一式	配点は0.5点刻みで、小数点以下は切り捨てるものとする。 例)計算結果が「7.2」の場合は7.0点とする。	(10)
	(3)倉庫整備の手順・スケジュール・レイアウト案・重量ラック等		作業工程について具体的かつ実現可能性があり、防災倉庫としての使用を考えられたレイアウト案、適切な重量ラックの提案となっているか。特に作業ごとに詳細なスケジュールが示されているか。	20
	(4)全体工程表 スケジュール		作業工程について具体的かつ実現可能性があり、特に作業ごとに詳細なスケジュールが示されているか	10
	(5)類似事業の 業務実績		過去の同種又は類似で良好な実績をあげているか	5
	(6)独自提案		町防災力の向上につながる独自提案があるか。	5

① 選定委員会において、提案書及びプレゼンテーションの内容を審査・評価・採点し、最も高い者を受託候補者第1位として選定する。

ただし、第1位の受託候補者との契約締結交渉において合意に至らなかった場合、又は、第1位の受託候補者が前記「3 参加資格」の要件を満たさなくなったとき、もしくは不正と認められる行為をしたことが判明した場合は、第2位の受託候補者と交渉を行うものとする。

② 参加申込事業者が1者のみの場合や、提案書を提出する参加事業者が1者のみとなった場合であっても、本プロポーザルでの選定は実施する。

その場合、評価点の合計が6割以上でなければ、事業者として選定しない。

## 8 審査結果の通知と公表

(1) 結果の通知

受託候補者として選定した事業者には「プロポーザル選定通知書(別記様式第4号)」を、選定されなかった事業者には「プロポーザル非選定通知書(別記様式第5号)」を送付する。

- ① 通知日 令和7年8月27日(水)を予定
- ② 通知方法 郵送

(2) 結果の公表

審査結果については、受託候補者選定後、順位及び点数と町ホームページにおいて匿名で公表する。ただし、第1位の受託候補者となった事業者は、会社名も公表する。なお、この選定に関する異議等については、一切受け付けない。

- ① 公表日 令和7年8月27日(水)を予定

9 その他の事項

次の(1)～(5)のいずれかに該当した参加事業者は、失格とする。

- (1) 「3 参加資格」の要件を満たさなくなった場合、又は、満たさないことが明らかになったとき。
- (2) 提出された書類に虚偽の記載があったとき。
- (3) 提出書類等を実施要領等に定められた提出方法及び、提出期限を守らなかったとき。
- (4) 審査の公平性を欠くような行為があったとき。
- (5) 提案見積額が、「2 業務の概要」中、「(4)提案見積金額の上限額(消費税及び地方消費税含む)」を超えているとき。